

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業実施要領

(趣旨)

第1 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業の実施については、宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の要件)

第2 本事業において、要綱第3第1項の規定により知事が定める要件とは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 県内に自ら居住するために要綱別表第1の(1)(イ)の基準を満たす木造住宅を新築する者
- (2) 要綱別表第1の(1)(ロ)の基準を満たす住宅をリフォームする者
- (3) 県税の滞納がない者
- (4) 建築基準法における建築確認済証が交付済みであること（該当する場合のみ）
- (5) 建設現場を見学会などの県産材PRの場に提供し、県産材モニターとしてアンケートに協力できる者

(申請期間及び募集戸数)

第3 この事業に係る申請期間及び募集戸数は、別に定めるものとする。

(補助金交付に係る権利の承継の禁止)

第4 本事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付の権利を他の者に承継（相続による承継を除く。）してはならない。

(事業の着手)

第5 事業の着手（主要構造部材の施工等）は、原則として要綱第5第2項に規定する補助金交付決定後に行うものとする。ただし、交付決定前に本事業に着手する場合（早期に着工する必要があるため、県産材及び県産JAS製品又は優良品やぎ材の使用量を確認できる場合に限る。）は、交付決定前着手届（別紙様式第1号）を知事に届けるものとする。

(完了届)

第6 補助事業者は、当該事業の完了年度内に要綱第7の規定による実績報告書を提出できない場合は、別紙様式第2号により完了届を速やかに知事に提出するものとする。

(確認調査及び現地調査)

第7 知事は、県産材の使用量等の事業内容について、別紙様式第4号により書類を審査(以下「確認調査」という。)し、必要に応じて行う現地調査により確認するものとする。

2 補助事業者、施工業者等は、前項の確認調査及び現地調査に協力しなければならない。

(事業の繰越し)

第8 補助事業者は、やむを得ない理由により当該年度内に補助事業が完了できないと判断した場合には、別紙様式第3号により、事業の繰越しについて知事の承認を受けるものとする。

(宮城県産材の需要拡大に係る協力依頼)

第9 知事は、補助事業者、施工業者等に対し、アンケートの協力及び補助の対象となった住宅等を宮城県産材の需要拡大にかかる広報などに活用することについて、協力を依頼することができる。

2 補助事業者、施工業者等は、前項の依頼に協力しなければならない。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 県産材利用エコ住宅普及促進事業実施要領(平成23年6月23日施行)は、廃止する。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。